

○浴場業営業等の停止命令

(第 30 条第 3 項)

改正	平成 24 年 11 月 27 日	平成 26 年 3 月 20 日
	平成 28 年 6 月 23 日	平成 29 年 3 月 22 日
	平成 30 年 6 月 15 日	令和元年 12 月 14 日
	令和 2 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 4 日
	令和 5 年 7 月 13 日	令和 6 年 12 月 12 日
	令和 7 年 6 月 28 日	令和 7 年 11 月 28 日

処分基準

令和 7 年 11 月 28 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第 30 条第 3 項
処分の概要	浴場業営業等の停止命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙 2 のとおり
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙 2

[別紙参照]